

「指定居宅サービス」重要事項説明書

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護

通所介護・通所型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）

当事業所は介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護（茨城県指定 0873800577 号）

予防短期入所生活介護（ ” ）

通所介護（茨城県指定 0873800585 号）

通所型サービス（河内町指定 0873800585 号・利根町指定 0873800585 号）

当事業所はご契約者及び利用者に対して短期入所生活介護サービス・予防短期入所生活介護サービス及び通所介護サービス・通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び介護予防・生活支援サービス事業対象者が対象となります。要介護認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の配置状況
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 事故発生時の対応
7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人河内厚生会
(2) 法人所在地 茨城県稲敷郡河内町生板横間8907
(3) 電話番号 0297-84-0311
(4) 代表者氏名 理事長 秋山 義 継
(5) 設立年月 平成12年11月27日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所	平成26年	4月	1日指定	(茨城県 0873800577号)
予防短期入所生活介護事業所	平成24年	4月	1日指定	(")
指定通所介護事業所	平成26年	4月	1日指定	(茨城県 0873800585号)
通所型サービス事業所	平成30年	4月	1日指定	(河内町 0873800585号・ 利根町 0873800585号)

※当事業所は指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームあじさい苑（茨城県 0873800577号）に併設されています。

- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、（予防）短期入所生活介護サービス及び通所介護・通所型サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームあじさい苑（短期入所・予防短期入所生活介護）
指定通所介護事業所あじさい苑（通所介護・通所型サービス）

- (4) 事業所の所在地 茨城県稲敷郡河内町生板横間8907

- (5) 電話番号 0297-84-0311

(6) 事業所管理者氏名

短期入所生活介護・（介護予防）	加賀谷 吉也
通所介護・通所型サービス	石井 美紀子

(7) 当事業所の運営方針

利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じた自立生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事等介護・その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の心身的、精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月日

短期入所生活介護	平成14年	4月	1日
予防短期入所生活介護	平成18年	4月	1日
通所介護	平成14年	4月	1日
通所型サービス	平成30年	4月	1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【居宅介護支援事業所】 平成27年 5月 1日指定 茨城県 0872900188号

(10) 通常の事業の実施地域 河内町（通所型サービスは河内町及び利根町）

(11) 営業日及び営業時間

	短期入所生活介護	通所介護・通所型サービス
営業日	年中無休	月曜～金曜の平日及び祝日。 12/30～1/3は除く。
受付時間	8:15～17:15	8:15～17:15
サービス提供時間帯		9時00分～16時00分

(12) 利用定員

短期入所生活介護（介護予防含む）・・・20名

通所介護（通所型サービス含む）・・・30名

(13) 居室等の概要（短期入所生活介護・予防短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合はその旨お申し出ください。

（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。）

居室の種類及び設備

	室数
4人部屋	4室
2人部屋	2室
合計	6室

設備

食堂

機能訓練室

浴室（一般浴槽・1人用浴槽・機械浴槽・特殊浴槽）

医務室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更について・・・

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して（予防）短期入所生活介護サービス及び通所介護・通所型サービスを提供する職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

◎短期入所生活介護事業所（特養勤務）

管理者1名 医師1名（非常勤） 生活相談員2名 看護師3名 介護職員30名
介護支援専門員1名 機能訓練指導員1名 管理栄養士1名

◎通所介護事業所

管理者1名 生活相談員1名 看護師1名 介護職員2名 機能訓練指導員1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

○短期入所生活介護サービス・予防短期入所生活介護サービス

○通所介護サービス・通所型サービス

また、それぞれのサービスの利用料金支払については以下のとおりです。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担していただく場合

〈サービスの概要（短期入所生活介護・予防短期入所生活介護及び通所介護・通所型サービス）〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・ 当事業者では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間

	朝 食	昼 食	夕 食
短期入所生活介護 （介護予防）	7：30～8：30	12：00～13：00	18：00～19：00
通所介護 通所型サービス		12：00～13：00	

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。利用者の障害の程度と健康状態によって一般浴槽・中間浴槽・機械浴槽を利用していただきます。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ 短期入所生活介護・予防短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回行います。

③排泄

- ・ オムツ交換、トイレ介助などの排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援（短期入所生活介護・予防短期入所生活介護）

- ・ 寝たきり防止のために、できる限り離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの概要と利用料金〉

○各サービス共通

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

○短期入所生活介護・予防短期入所生活介護及び通所介護・通所型サービス 共通

①食事の材料の提供（食材料費）

利用者に提供する食事の材料費にかかる費用です。（別記載料金表のとおりとする。）

②レクリエーションクラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その際に、材料費等が発生した場合は、利用料として実費をいただく場合がございます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④理美容

〔理美容サービス〕

週1回、理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金 実費

○短期入所生活介護・予防短期入所生活介護

①通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

送迎距離 片道 5km以上、1kmにつき20円

(3) 利用料金のお支払い方法（「指定居宅サービス」利用契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお支払いください。

- ①（予防）短期入所生活介護及び通所介護・通所型サービスは1ヵ月ごとに計算し、翌月の15日にご請求いたしますので、月末までに銀行振込・現金（窓口払い）・口座自動引落（25日又は27日）のいずれかの方法でお支払いください。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 利用の中止、変更、追加（「指定居宅サービス」利用契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出が	あった場合	無 料
	なかった場合	当日の利用料金の50%以内

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について（「指定居宅サービス」利用契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 加 賀 谷 吉 也

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 9:00 ～ 16:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 河内町

担当：福祉課 電話 0297-84-2111（代表）

茨城県国保連合会 介護保険課 苦情係 電話 029-301-1565

6. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者(担当介護支援員)等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

なお、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
説明者所属事業所

説明者職名

氏名 _____ 印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印

契約者 住所

氏名 _____ 印

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

【重要事項説明書付属文書】

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨耐火構造 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 3, 336.06㎡
- (3) 事業所の周辺環境

自然豊かな農村地帯にあり、自然の光を最大限に活かしてあります。

2. 職員の配置状況

（配置職員の職種）

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上介護・助言等も行います。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

医師（短期入所生活介護）…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画等（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（「指定居宅サービス」利用契約書第3条参照）

- ①当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）等に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

- ②その担当者は個別サービス計画の原案について、契約者又は利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

- ③個別サービス計画は、居宅サービス計画等（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者又は利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、契約者又は利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

↓

- ④個別サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

- ①要介護・要支援、介護予防・生活支援サービス事業対象者と認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。

- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。

（償還払い）

↓
居宅サービス計画等（ケアプラン）の作成

- ↓
- 作成された居宅サービス計画等に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護・要支援、介護予防・生活支援サービス事業対象者と認定を受けていない場合

- 要介護認定等の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。
(償還払い)

要支援・要介護、介護予防・生活支援サービス事業対象者と認定された場合

↓
以下の内容に進みます。

自立又は介護予防・生活支援サービス事業対象外と認定された場合

- ↓
- 契約は終了します
 - 既の実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

- ↓
- 居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成していただきます。また、必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓
居宅サービス計画等（ケアプラン）の作成

- ↓
- 作成された居宅サービス計画等に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（「指定居宅サービス」利用契約書第11条、第12条参照）

(1) 事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮するなど契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取・確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者または契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

(2) 施設・設備の使用上の注意(「指定居宅サービス」利用契約書第13条、第14条参照)

- 居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関	①龍ヶ崎済生会病院	②ハートフルふじしろ病院	③東取手病院
所在地	茨城県龍ヶ崎市中里1-1	茨城県取手市下萱場225	茨城県取手市井野268
診療科目	内科・整形外科・外科	内科・整形外科	内科・整形外科

5. 損害賠償について(「指定居宅サービス」利用契約書第15条、第16条参照)

当事業所において、事業者の責任により契約者又は利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者又は利用者に故意が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定または要支援認定の有効期間満了日(介護予防・生活支援サービス事業対象者は、介護予防サービス・支援計画に基づく期間まで)ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第18条参照)

- ①利用者が死亡した場合。
- ②利用者が、要介護・要支援認定及び事業対象者でなくなった場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な棄損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合。
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入院した場合。
- ④利用者の「居宅サービス計画等(ケアプラン)」が変更された場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合 (契約書第22条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

